

1. 案内情報

- 手続名 : 進水等の届出
手続根拠 : 港則法第33条
手続対象者 : 特定港の国土交通省令で定める区域内において長さが国土交通省令で定める長さ以上である船舶（港則法施行規則別表第三）を進水させ、又はドックに出入りさせようとする者
提出時期 : 特定港の国土交通省令で定める区域内において長さが国土交通省令で定める長さ以上である船舶（港則法施行規則第三）を進水させ、又はドックに出入りさせようとするとき
提出方法 : 原則、書面
手数料 : なし
添付書類・部数 : なし・1通
申請書様式 : 進水・入出渠届（第10号様式）
記載要領 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

- 提出先 : 当該特定港を管轄する港長
受付時間 : 提出先にお問い合わせください
相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

3. 手続情報

- 審査基準 :
標準処理期間 :
不服申立方法 :